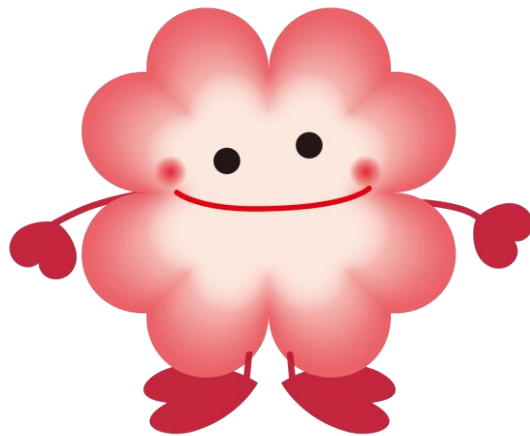


朝霞市社会福祉協議会

発展・強化計画

《平成27(2015)年度～平成31(2019)年度》



アーシャ♥るくるん

平成27年4月

社会福祉
法人

朝霞市社会福祉協議会

朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画 の策定にあたって

社会福祉法人
朝霞市社会福祉協議会
会長 野本 正幸



朝霞市社会福祉協議会は、昭和26年2月に発足、昭和42年3月に法人化され、平成29年3月には法人化50周年を迎えます。

この間に、本会は朝霞市の地域福祉推進の中心的な役割を果たす機関として、高齢者・障害者・児童など様々な事業を担い目覚ましい発展を遂げてまいりました。

一方で、近年の社会福祉を取り巻く環境は、社会経済情勢の悪化などから大変厳しいものがあります。本会においても、会費収入などの減少が続いており、また地域においては、少子高齢化や、家族や地域のつながりの希薄化の進行といった、地域コミュニティの崩壊が見られ、厳しい雇用情勢の中で、孤立死や虐待、ホームレスなど様々な新しい福祉課題への対応が求められています。

このような中、平成24年度からスタートした第2期朝霞市地域福祉活動計画と共に本会の両輪となるべく、「朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定いたしました。社会福祉法では、社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられており、その要請に応え計画的に推進するため、改めて本会としての使命や経営理念を明確に示し、誰もが安心して暮らせる福祉のまち「あさか」の実現を目指してまいります。

結びに、この計画の策定に当たって9名の策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様から貴重なご意見やご提言をいただき、心より感謝申し上げますと共に、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年4月

朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画目次

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

（1）策定の主旨

（2）策定の背景

第2章 使命、経営理念、運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・P3

（1）使命

（2）経営理念

（3）運営方針

第3章 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

第1節 組織体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・P5

第1項 運営基盤の強化

第2項 運営体制の強化

第3項 事業強化

第2節 人材育成と専門性の向上・・・・・・・・P8

第1項 人材育成の取り組み

第3節 財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・P10

第1項 資金計画の検討

第2項 会員の加入促進

第3項 収益事業の調査・研究

第4節 発展・強化計画の推進・・・・・・・・P13

第4章 発展・強化計画策定の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・P14

（1）発展・強化計画策定委員会開催状況

（2）発展・強化計画策定委員会名簿

（3）発展・強化計画策定委員会設置要綱

（4）発展・強化計画プロジェクト会議開催状況

（5）発展・強化計画プロジェクトチーム名簿

第5章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21

（1）社協職員行動原則（全国社会福祉協議会）

（2）役員等選出区分一覧

（3）朝霞市社会福祉協議会組織図

（4）職員数と事業の推移

（5）相談業務別件数の推移

（6）職員研修状況一覧

（7）資格取得状況一覧

（8）収支予算及び寄付金等の推移

（9）経費削減策一覧

（10）会員数及び会員会費の推移

第1章 はじめに

(1) 策定の主旨

① 改革計画としての必要性

- I. 朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画(以下「発展・強化計画」という。)は、使命、経営理念、事業展開の考え方を踏まえ、その実現を図るために、取り組むべき重点課題に計画的に取り組めるよう策定します。
- II. 発展・強化計画は、朝霞市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の経営改革を目指すとともに、役職員の意識改革に取り組みます。
- III. 発展・強化計画は、縦割りになりがちな各部門の共通目標を見出し、個人や地域福祉課題の解決方法を創出することを目指します。
- IV. 発展・強化計画は、「朝霞市地域福祉活動計画」と連動し、福祉のまちづくりの基盤となる地域福祉推進団体としての確立を図ります。

② 策定により期待される効果

- I. 地域社会や住民のニーズへの的確な対応。
- II. 効果的で効率的な事業やサービスの提供。
- III. 補助金や委託費削減への対応、高コスト構造の克服等財務体質の強化。
- IV. 事業の有効性や効果の検証による説明責任の発揮。
- V. 時代にあった組織づくりと人事及び労務管理。

(2) 策定の背景

① 市区町村社会福祉協議会を取り巻く状況とその影響

社会福祉法の改正や介護保険制度、障害者総合支援法の制定など制度や施策が大きく変化するとともに、行政改革に伴う補助及び委託制度の変更により、新たな組織や事業の構築が迫られるなど、市区町村社会福祉協議会(以下「社協」という。)を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

I. 事業運営から事業経営に

介護保険制度の見直しや障害者総合支援法の施行等の制度改正は、これまで社協が行ってきた事業運営、例えば従来の予算主義や財源主義、市準拠主義等の前例を重視した事業運営から、効果性や効率性等を重視した事業経営へと転換を求められています。

II. 自主財源の確保

市財政の圧迫に伴う行財政改革は、補助金や委託費の見直しにつながっており、政策評価や事業評価の高まりや、地域住民や市に対する説明責任が重要になる一方で、自主財源確保の必要に迫られています。

III. 受託型から企画提案型に

地方自治法の改正に伴い、公の施設管理が「指定管理者制度」に変更される

など、それまで当然のように社協に委託されていた事業が、企画提案型になるなど、市と社協の関係の見直しが進みつつあります。

Ⅳ．福祉事業への民間参入

介護保険事業を中心に、NPO法人や民間事業所との競争が始まっており、適切で平等な競争条件が求められています。

Ⅴ．住民の地域福祉への参加

住民が地域福祉、社会福祉に強い関心を持ち、地域住民はケアの受け手、サービスの利用者としてだけではなく、地域福祉の担い手としても参加がなされるようになっていきます。さらに事業の企画や運営そのものにも地域住民が参画するなど、住民参加の形態は多様になり、また実体化してきています。

Ⅵ．新たな担い手との協働・連携

福祉サービスや活動の担い手が従来の市や社会福祉法人のほか、NPO法人や民間事業所、ボランティア、一般住民と多様化している中で、新たな担い手と協働及び連携して住民参加の地域福祉を推進することが求められています。

Ⅶ．人間関係・社会関係の回復

グループホームなど先進的な活動を見ると、地域住民やボランティアが関わることにより、人間関係や社会関係の回復に着目し、大きな成果を上げており、要援護者が地域に住み続けることの可能性が開けてきています。

②社協の重要性と社協改革の必要性

I．今後の福祉施策における日常生活圏域での問題解決の重視

住み慣れた地域あるいは生まれ育った地域の中で、多様なサービスが提供される体制の整備や人材育成を図ることが必要とされています。

Ⅱ．地域住民との協働による新たなサービス提供体制の構築の好機

福祉ニーズの中核に、地域社会や地域住民の役割が大きくクローズアップされる中で、自治会や町内会、ボランティア等市民団体を基礎とした活動をすすめてきた社協にとって、地域住民との協働による日常生活圏域におけるサービス提供体制の構築の好機となっています。

第2章 使命、経営理念、運営方針

(1) 使命

使命	だれ あんしん く ふくし じつげん 誰もが安心して暮らせる福祉のまち「あさか」の実現
-----------	--

今日、住民の皆さんが地域の中で、孤立することなく、尊厳と主体性を持って、その人らしく安心して生活できる社会の実現が求められています。そのためには、住民の一人ひとりがお互いを尊重しながら共に生き、支え合い、協力しあっていくことが重要です。

本会は、こうした地域づくりを進めるため、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の理解と協力のもと、誰もが安心して暮らせる福祉のまち「あさか」の実現を目指します。

(2) 経営理念

本会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

とも ① 共につくろう！あさかのまち

～ 住民参加・協働による福祉のまち「あさか」の実現 ～

地域福祉を推進するためには、福祉を「社会的弱者に対する限られた者への支援」から「多様な人々の多様な福祉課題に地域社会全体で取り組む仕組み」ととらえ直すことが必要です。

そのために、地域住民や民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉事業所、関係機関など、地域のあらゆる団体や組織の相互理解と協働による住民参画型の福祉社会の実現を目指します。

② つなげよう！つながろう！あさかのまち

～ 地域に根ざした利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の実現 ～

多様化した福祉サービスに応え、個人ひとの生活によりそう支援をするには、ひとつの機関によるひとつのサービスの提供だけでは困難な状況にあります。

住民ニーズに応え地域福祉を推進するため、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、就労などの生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で効果的に展開される総合的な支援体制の実現を目指します。

^{かんが} ③ 考えよう！あさかのまち

～ 福祉ニーズに基づく新たな事業への取り組み ～

社会の変化とともに個人の価値観や生活環境が常に変化し、地域の福祉課題も多様化しています。

地域福祉の推進団体として、制度の谷間にある福祉課題や社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、日常の事業を通じた地域の福祉課題をとらえ直し、新たな福祉サービスや事業に取り組みます。

(3) 運営方針

本会は、この経営理念を達成するために、以下の運営方針に基づき事業を実施します。

①私たちは、地域福祉推進団体としての専門性を発揮するため、日常の業務と地域福祉活動を結び付け、地域福祉を総合的に推進するコミュニティソーシャルワークを実践します。

②私たちは、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

③私たちは、事業を展開するにあたって、住民参加を徹底します。

④私たちは、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を的確に行い、効果的で効率的な自律（自立）した経営を行います。

⑤私たちは、高潔な倫理を保持し、法令を守ります。

※参考資料(1)

第3章 重点項目

第1節 組織体制の強化

第1項 運営基盤の強化

【現状と課題】

本会は、地域福祉の推進を図る中核的な団体として大きな役割を期待されていますが、役員等は選出母体の長などであることが多く、限られた頻度や時間の中で開催される理事会・評議員会がより実質的な議論の場となる工夫が必要です。そのため、役員等に求める役割や参加状況を考慮した選出方法の再考や、本会運営への参画の意義や重要性の理解を働きかけるための研修体系とする必要性があります。

また、委員会は、本会運営において専門的事項の協議の場として、規程に基づき総務委員会をはじめ4つの委員会が設けられておりますが、会議が開催されない委員会もあり、必ずしも運営参画が十分に図られていない状況にあります。

※参考資料(2)

【今後の方針】

①役員等の選出方法の再考

理事会・評議員会の役割を明確化し、必要とする人材を広く求めるため、選出方法や選出対象、団体を再考します。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	役員等の選出方法の再考	検討・準備	実施	→	→	→

②理事の研修体系および委員会の充実

理事の本会運営への参画の意義を明確にするため、社会福祉の基本理念、本会の使命、住民参画の意義など、理事の研修体系を確立します。

また、本会は住民の参加によって自主的に運営される公共性の高い団体であることから、各方面の幅広い意見を反映するため、現在の委員会の事務分掌を明確にするとともに、それに見合った委員会に再編するなど、業務担当理事制も視野に入れて運営基盤の強化を図ります。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	理事の研修体系の確立	検討・準備・実施	→	→	→	→
2	委員会の見直し	検討・準備	準備・実施	→	→	→

第2項 運営体制の強化

【現状と課題】

本会としては現在、高齢者・障害者・児童などを対象とした多岐にわたる27事業を実施し、職員数はここ5年で、15%以上増加しており、これに伴う人件費を含む予算は今後も拡大傾向にあります。しかし、組織として限られた財源の中で最少の人員で最大の効果を発揮していくためには、事務事業の適正な業務量とそれに係る適正な職員数を把握する必要があります。

また、平成25年度に本会で行なう相談事業全体に寄せられた相談件数は3,004件であり、本会に対するニーズの高さがうかがえます。しかし、現在は相談援助に関する事業や窓口が部署を越えて散在しており、住民にとって分かりにくい状況になっています。さらに、近年では法人後見事業や出張相談など住民からの新たな相談ニーズへの対応が求められています。

※参考資料(3)・(4)・(5)

【今後の方針】

①組織運営体制の見直し

本会の業務や管理を効率的に遂行するため、事務事業を見直すとともに、職員の定数管理の検討を行います。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	事務事業の見直し	検討・準備	→	実施	→	→
2	職員の定数管理の検討	検討・準備	→	実施	→	→

②総合相談体制の構築

住民に分かりやすく利用しやすい総合相談体制を構築し、新たなニーズへの対応を行います。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	総合相談体制の構築	検討・準備	実施	→	→	→

第3項 事業強化

【現状と課題】

これまで本会は、朝霞市からの委託事業を中心に、一定条件下で申請される福祉課題にあらかじめ定められた手段で対応する業務が多かったことや、指定管理事業など競争相手が少なかったことから事業を明確に評価することなく、長年その事業を実施してきました。

また、本会の指定管理事業は、現在、随意指定により契約し実施していますが、これまで各部署においてノウハウや実績が蓄積されてきたとは言え、福祉事業の民間参入が進む可能性もあり、サービスの質の向上と業務の効率化を民間事業所と競い合いながら指定管理事業を確保していく必要があります。

【今後の方針】

①事業評価制度の導入

指定管理事業も含めた本会事業の結果を評価し、事業目的の妥当性、事業の有効性や効率性などを検討し、事業の改廃や縮小、拡張につなげられる事業評価制度を導入します。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	事業評価制度の実施	検討・準備	実施	→	→	→

②指定管理事業の継続的確保のための検討

サービスの質の向上と業務の効率化を図り競争力を高めるとともに、本会らしいサービスの提案を行い、指定管理事業の継続的確保ができる体制を構築します。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	次期指定に向けての検討	検討・準備・実施	→	→	→	→

第2節 人材育成と専門性の向上

第1項 人材育成の取り組み

【現状と課題】

これまで、本会の使命や経営理念が公に示されていなかったため、組織の目的や職員としての意識や在り方等、職員間で統一や共有がされていませんでした。

また、人材育成のための研修は、専門的な知識や技術習得のための研修は組織内外に関わらず実施してきましたが、人の育成といった点では中長期的な視野に立ったものではなく、能力や資質の向上を図る意識も個々により異なっています。

今後は、一人ひとりが本会職員としての使命感を持ち、自らの能力の成長の必要性を自覚するとともに、住民や利用者からの信頼と様々な地域課題やニーズ、社会の変化に柔軟に対応できるよう、組織として人材育成に取り組む必要があります。

※参考資料(6). (7)

【今後の方針】

①目標管理体制の構築

自己評価シートに基づき、職員一人ひとりが自らの能力の向上を図り、また、個々に目標を立て、達成に向けての取り組みを意識しながら、業務を遂行していく意識の醸成を図ります。

また、自己評価シートにおける個人や部署目標の設定は地域福祉活動計画推進のための設定となっており、職員や部署間で設定や評価の基準が異なり、組織内で統一した内容となっていないため、本会職員としての共通項目や各部署特定の項目を設け、一人ひとりが自己覚知を図るとともに、組織として継続的な福祉人材の育成を図るための新たな目標管理体制の仕組みを構築します。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	自己目標の設定及び評価	実施	→			→
2	目標管理体制の仕組みの構築	検討・準備	→	実施	→	→

②職員提案制度の導入

職員が自らの思いを表現できる機会を作り、本会の業務運営上の提案を行うことにより、自らの創造力や研究心を高めます。

また、個人に限らず、グループや部署、課など様々な分野の職員が集まり業務の見直しや新たな事業の提案を行うことで、職員間や部署間の連携を深め、住民や利用者からの信頼と様々な地域課題やニーズ、社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努め、組織全体での意識改革を図ります。

No.	行動内容	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1	職員提案制度の導入	検討・準備	実施			

③職員研修制度の充実

職員個々の意識改革を図り、それぞれの部署や立場に応じた知識や技術の向上を図ることは、組織力やサービスの質を高めることにつながります。

職場内外の多様な研修機会を提供し、職員自らが目標を持って自己啓発に取り組むことができるよう、また効率的かつ体系的に職務上または地域福祉を推進する社協職員として必要な知識や技術を習得し、社会情勢の変化や地域の様々な地域課題やニーズに柔軟に対応できる社協人の育成を行うため、研修制度の体系化および充実を図ります。

【職員研修】

(1) 基本研修

採用時や昇格時に受講し、本会職員としての基礎知識だけでなく、自らのキャリアアップの道筋を描き、それぞれの段階に応じて求められる能力や期待される役割を段階的かつ体系的に学び習得します。

(2) 実務研修

採用時や異動時に受講し、各担当業務に必要な知識や技術を習得します。

(3) 組織管理研修

運営管理に必要な知識や技術を習得します。

(4) 自己啓発支援

職務遂行上必要とする又は今後必要となると思われる資格や技術を自主的に習得しようとする職員に対し、その習得に要する時間の一部を職免とします。

(5) 地域福祉の担い手の育成

社協職員として必要な知識や技術を習得し、また実地研修等を通じて、人事交流や風土づくり、社会情勢の変化や様々な地域課題やニーズに柔軟に対応できる職員の育成を行います。

No.	行動内容	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1	職員研修制度の充実	検討・準備 (研修計画見直し)	→ (予算計上)	実施	→	→

第3節 財政基盤の強化

第1項 資金計画の検討

【現状と課題】

これまで本会は、中長期的な資金計画の策定に取り組んでいませんでしたが、今後の法人経営において、指定管理事業や委託事業の確保、新たな事業の展開などを考察していくうえで、中長期的な資金計画の策定について検討が必要となっています。

法人経営を維持する主な財源としては、会員会費や共同募金配分金などの民間財源や補助金、委託料などの公的財源で賄ってきましたが、昨今の社会情勢からすべての財源において、これまでの水準を確保することが困難な状況となっています。

また、それぞれの部署で経費削減に努めてきましたが、今後の厳しい財政状況の中で安定した法人経営を展開していくためには、組織として統一された見解を示し、全職員が経費削減に対する意識を持って、業務に取り組む必要があります。

※参考資料(8). (9)

【今後の方針】

①中長期的資金計画の策定

指定管理事業や委託事業の継続的な確保や昨今の社会情勢の急激な変化に対応できるよう、中長期的な資金計画の策定について検討していきます。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	中長期的資金計画の策定	検討・準備	実施 (策定)	→	→	→

②経費削減の周知・徹底

既存の福祉サービスの質を高めながらも、限られた財源をいかに有効かつ効果的に使うかを検討し、経費の節減に一層取り組むため、経費削減マニュアルを作成するとともに、全職員に周知し徹底を図ります。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	経費削減マニュアルの作成及び周知	検討・準備 マニュアル作成	実施	→	→	→

第2項 会員の加入促進

【現状と課題】

本会の平成26年度予算の地域福祉事業にかかる財源構成は、会員会費や寄附金、共同募金配分金の『民間財源』に因るところが大きく、地域福祉事業を推進するうえで貴重な自主財源となっています。

しかしながら、町内会や自治会の協力による会員会費や募金の実績額は、自治会や町内会の加入世帯数の減少等により、右肩下がりに推移しているのが現状です。

今後、住民とともに地域の多様な地域課題やニーズに対応する事業や住民の活動支援を実施していくためには、会員会費を主とする自主財源の確保が急務となっています。

※参考資料(10)

【今後の方針】

①会員の加入促進およびPR活動

会員の加入促進については「魅力ある会員制度」や「会員制度の見直し」を行い、会員会費の「PR活動の充実」について検討し、今後の会員および会費収入の増加を図っていきます。

また、朝霞市自治会連合会加入の町内会等だけでなく未加入町内会等にも継続的に協力を呼びかけるとともに、多くの市内民間事業所にも会員になっていただけるよう、関係機関を通じて本会活動のPRを行い、民間事業所にとっても有効的かつ効果的な社会貢献（地域貢献）活動への参加として位置付けられるよう、会員のみなさまに見える会員制度として、積極的に呼びかけていきます。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	新たな会員会費制度の検討・導入	検討・準備	→	実施	→	→
2	PR活動の充実	検討・実施	→	→	→	→

第3項 収益事業の調査・研究

【現状と課題】

本会の収益事業による財源は、地域福祉事業の推進にかかる貴重な財源となっていますが、本会が実施している収益事業は、自動販売機の設置のみとなっています。

自動販売機の設置件数は平成23年度から市内公共施設に設置していたすべての自動販売機の契約が朝霞市に移管されたことに伴い、平成25年度末の設置件数は2件となり、地域福祉事業を推進するための事業収入は、激減している状況にあります。本会が推進する地域福祉事業を継続的かつ安定的に実施していくためにも、新たな取り組みによる財源の確保が必要となっています。

【今後の方針】

①収益事業の調査・研究

既存の自動販売機設置事業については、継続の有無も含めて、新たな視点から、より多くの収益につながるよう見直しや検討を図ります。

また、本会らしく、かつ安定した収益が見込め、地域福祉事業を推進するために必要な財源の確保につながる新たな事業の調査・研究を行います。

No.	行動内容	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1	収益事業の調査・研究	調査・研究 (他市調査・研究 及び新規事業の 検討)				
				実施 (モデル事業の実施)		

第4節 発展・強化計画の推進

発展・強化計画の円滑かつ確実な推進を図るための体制づくりを行うとともに、重点項目の効果的で効率的な改善を図るための進行管理を行います。

併せて、平成32年度以降の第2次発展・強化計画策定に向けた検討も行います。

第4章 発展・強化計画策定の歩み

(1) 発展・強化計画策定委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成25年12月20日	①委嘱状交付 ②委員長・副委員長選出 ③社協発展・強化計画策定委員会設置要綱の説明 ④発展・強化計画、策定スケジュールの説明
第2回	平成26年 3月 5日	①本会の使命、理念の説明 ②本会の課題並びに重点項目等の計画素案の説明
第3回	平成26年 7月16日	①本会の使命、理念の決定 ②発展・強化計画取組内容の説明Ⅰ
第4回	平成26年10月15日	①発展・強化計画取組内容の説明Ⅱ
第5回	平成26年12月15日	①文言の確認 ②添付資料の確認
第6回	平成27年 2月 2日	①計画(案)の確認



（２）発展・強化計画策定委員会名簿

任期：平成２５年１２月２０日～平成２７年２月２８日

役 職	氏名(敬称略)	選 出 区 分 ・ 所 属 等
委員長	橋 本 芳 博	社協副会長
	梶 原 孝 男	社協副会長
	林 優 光	朝霞市福祉部福祉課長
	海 野 進	住民代表的な性格の強いもの 【朝霞市自治会連合会】
	大 橋 陽 子	福祉専門機関団体的性格の強いもの 【NPO法人 彩の会】
	土 佐 隆 子	当事者団体的性格のつよいもの 【こ（子・個）育てサロン ありがとうの会】
	高 橋 悦次郎	福祉関連分野・機関・団体 【朝霞キャロットロータリークラブ】
副委員長	齋 藤 靖 良	学識経験者
	三 吉 正 徳	社協常務理事

(3) 発展・強化計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 朝霞市地域福祉活動計画に基づき、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の使命や経営理念を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財務などに関する具体的な計画の策定を目的とした朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 社協の発展・強化計画に関すること。
- (2) その他、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員9名をもって組織し、次の各号に掲げる区分別に社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 社協副会長
- (2) 朝霞市福祉部福祉課長
- (3) 社協理事・評議員
 - ・住民代表的な性格の強いもの
 - ・福祉専門機関団体的性格の強いもの
 - ・当事者団体的性格のつよいもの
 - ・福祉関連分野・機関・団体
 - ・学識経験者
- (4) 社協常務理事

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から平成27年2月末日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の活動状況を適宜会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課総務係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

1. この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

(4) 発展・強化計画プロジェクト会議開催状況

回 数	開 催 日	内 容
第1回	平成25年 8月14日	①リーダー・サブリーダーの選任 ②今後のスケジュールの確認 ③他社協の計画を研究 ④PTメンバー事前資料配布
第2回	平成25年 9月 9日	①課題抽出・アンケート実施 ②他社協の計画を研究 ③PT内課題抽出 ④職員への社協課題アンケート
第3回	平成25年 9月30日	①アンケート集計・アンケート集計による課題把握 ②PTメンバー分類アンケート
第4回	平成25年10月15日	①アンケート結果に基づき分類の再検討Ⅰ
第5回	平成25年10月18日	①アンケート結果に基づき分類の再検討Ⅱ
第6回	平成25年11月11日	①アンケート結果に基づき分類の再検討Ⅲ ②PTメンバー小区分整理アンケート
第7回	平成25年11月20日	①小区分整理Ⅰ
第8回	平成25年11月26日	①小区分整理Ⅱ
第9回	平成25年12月 9日	①小区分整理Ⅲ ②PTメンバー具体的解決策アンケート
第10回	平成26年 1月14日	①具体的解決策Ⅰ ②使命・理念Ⅰ
第11回	平成26年 1月22日	①具体的解決策Ⅱ ②使命・理念Ⅱ
第12回	平成26年 1月30日	①課題解決優先度検討Ⅰ
第13回	平成26年 2月10日	①課題解決優先度検討Ⅱ
	平成26年 2月20日	第1回管理職会議
第14回	平成26年 2月24日	①使命・理念Ⅲ
第15回	平成26年 3月10日	①使命・理念Ⅳ(策定委員会後検討)
第16回	平成26年 4月21日	①具体的解決策検討Ⅰ

	平成26年 5月19日	第2回管理職会議
第17回	平成26年 5月27日	①計画体系の検討
第18回	平成26年 6月18日	①具体的解決策検討Ⅱ
第19回	平成26年 6月24日	①具体的解決策検討Ⅲ
	平成26年 7月 7日	第3回管理職会議
	平成26年 7月19日	第4回管理職会議
第20回	平成26年 7月23日	①策定委員会協議事項の確認Ⅰ
第21回	平成26年 8月25日	①策定委員会協議事項の確認Ⅱ ②計画進捗管理Ⅰ
第22回	平成26年 9月 4日	①計画進捗管理Ⅱ
	平成26年 9月16日	第5回管理職会議
第23回	平成26年10月23日	①策定委員会協議事項の確認Ⅰ
	平成26年11月19日	第6回管理職会議
第24回	平成26年11月27日	①策定委員会協議事項の確認Ⅱ ②文言の統一
第25回	平成26年12月15日	①策定委員会協議事項の確認Ⅰ ②添付資料の確認Ⅰ
第26回	平成27年 1月 8日	①添付資料の確認Ⅱ



(5) 発展・強化計画策定プロジェクトチーム名簿

役 職	氏 名	備 考
リーダー	川 合 義 和	在宅福祉係長
サブリーダー	横 山 賢 臣	主任
	柴 田 一 彦	総務係長
	松 本 麻 紀	主任
	藤 原 勇 樹	主事
	鈴 木 朋 海	主事

第5章 参考資料

(1) 社協職員行動原則（全国社会福祉協議会）

「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」

平成 23 年 5 月 18 日

全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。

私たちは、社会福祉協議会法定化60周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組めます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

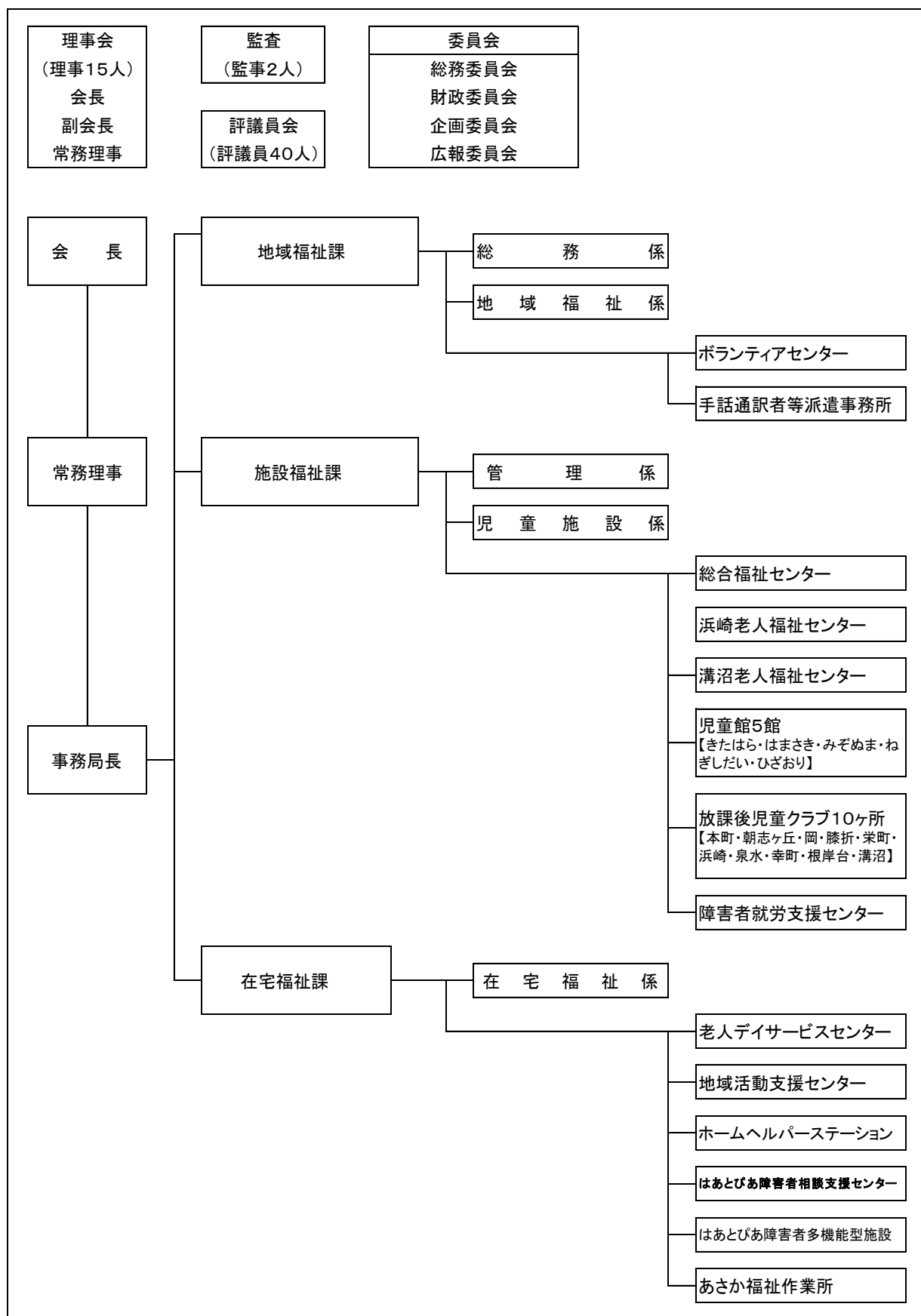
- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

(2) 役員等選出区分一覧

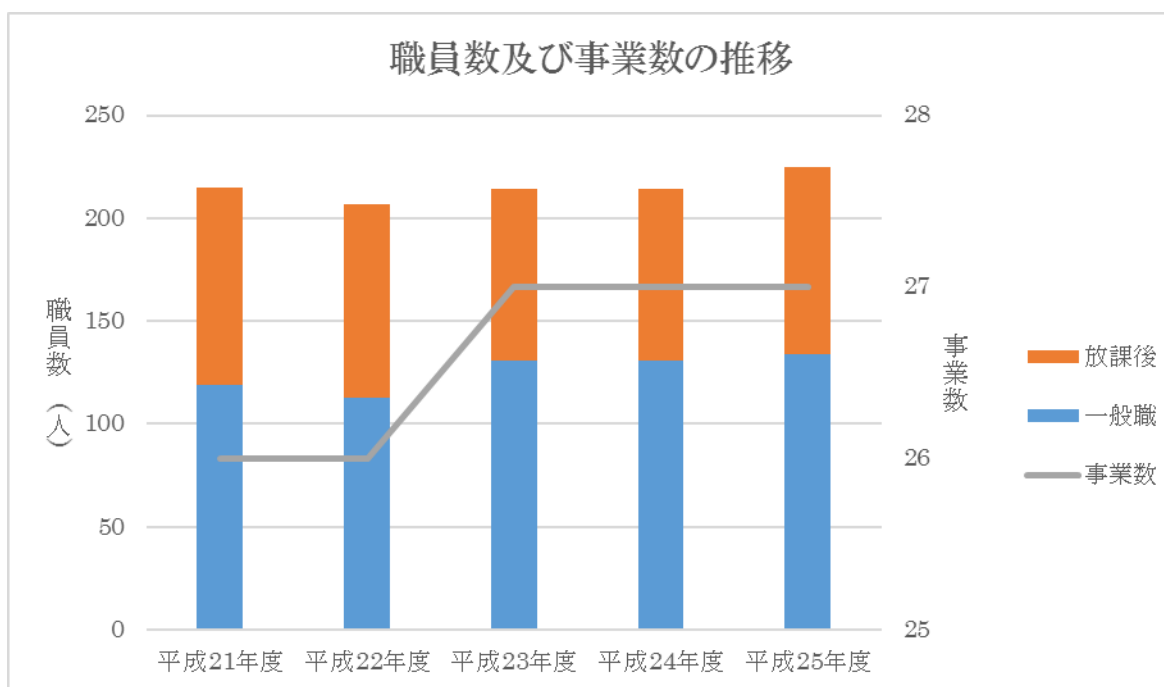
構成組織	選出団体					
	理事	人数	監事	人数	評議員	人数
①住民代表的な 性格の強いもの	自治会連合会	2			自治会連合会	4
	社協支部	2			社協支部	3
					商工会	1
					農業協同組合	1
②福祉専門機関団体的 性格の強いもの	民生委員児童委員	1			福祉関係行政	1
	社会福祉施設	1			民生委員児童委員	5
	ボランティア団体	1			社会福祉施設	2
					地域包括支援センター	1
					ボランティア団体	5
③当事者団体的 性格の強いもの	障害者団体	1			障害者団体	1
	老人クラブ連合会	1			老人クラブ連合会	1
④福祉関連分野機関・団体	保護司会	1			教育委員会	1
	社会奉仕団体	1			保健衛生団体	1
					人権擁護委員	1
					更生保護女性会	1
					B B S 朝霞支部	1
					福祉協力校	5
					社会奉仕団体	4
⑤学識経験者	学識経験者	4	学識経験者	2	学識経験者	1
合計		15		2		40

※第 25 期(任期：平成 27 年 3 月 14 日～平成 29 年 3 月 13 日)

(3) 朝霞市社会福祉協議会組織図



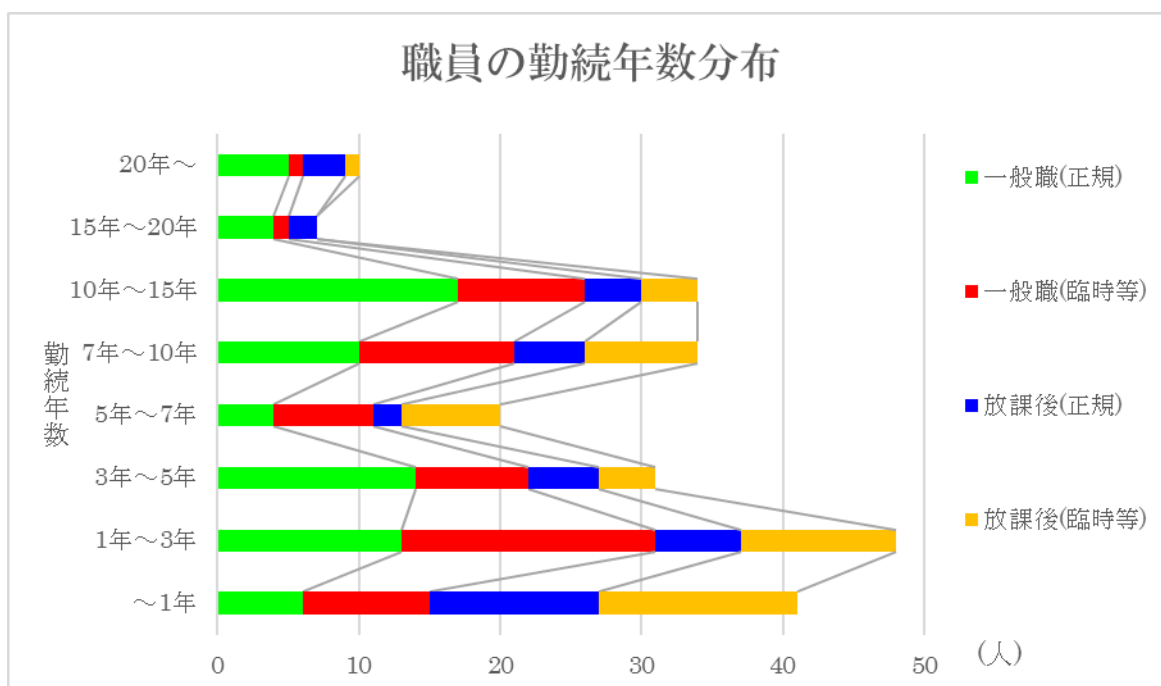
(4) 職員数と事業の推移



単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25
一般職(正規・臨時等)	119	113	131	131	134
放課後(正規・臨時等)	96	94	83	83	91
合計	215	207	214	214	225

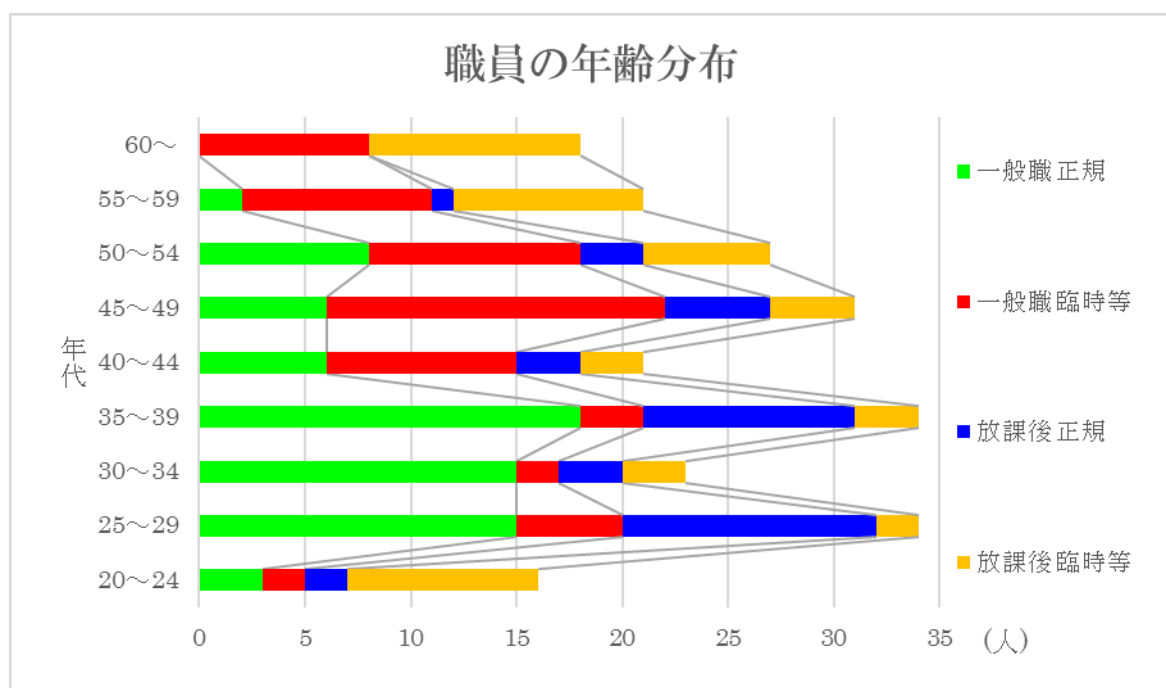
※各年度 3月31日現在



単位：人

勤続年数	～1年	1年 ～3年	3年 ～5年	5年 ～7年	7年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年～
一般職(正規)	6	13	14	4	10	17	4	5
一般職(臨時等)	9	18	8	7	11	9	1	1
放課後(正規)	12	6	5	2	5	4	2	3
放課後(臨時等)	14	11	4	7	8	4	0	1
合計	41	48	31	20	34	34	7	10

※平成 26 年 3 月 31 日現在

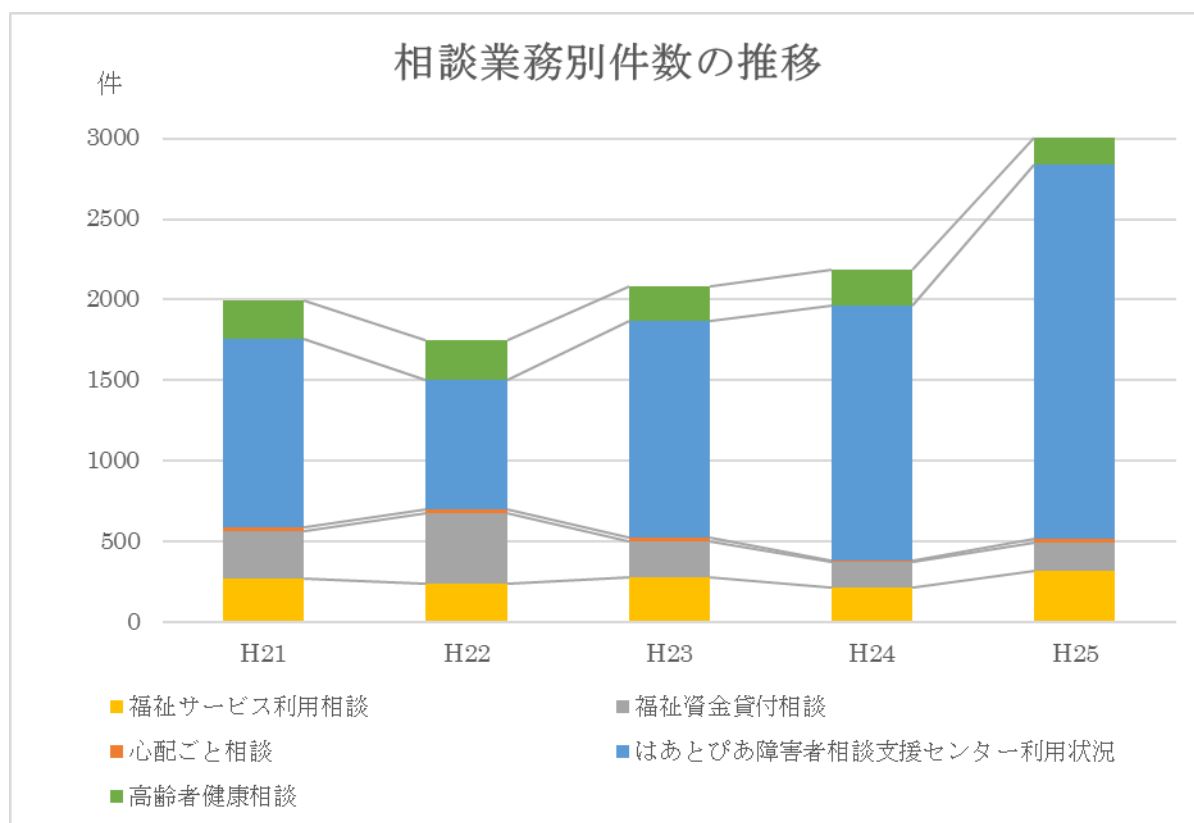


単位：人

年齢(歳)	20 ～24	25 ～29	30 ～34	35 ～39	40 ～44	45 ～49	50 ～54	55 ～59	60～
一般職(正規)	3	15	15	18	6	6	8	2	0
一般職(臨時等)	2	5	2	3	9	16	10	9	8
放課後(正規)	2	12	3	10	3	5	3	1	0
放課後(臨時等)	9	2	3	3	3	4	6	9	10
合計	16	34	23	34	21	31	27	21	18

※平成 26 年 3 月 31 日現在

(5) 相談業務別件数の推移



単位：件数

相談内容		H21	H22	H23	H24	H25
自主事業	福祉サービス利用相談	270	239	282	219	324
	福祉資金貸付相談	295	437	222	157	172
	心配ごと相談	27	23	22	8	24
委託事業	はあとぴあ障害者相談支援センター利用状況	1,168	802	1,341	1,578	2,314
指定管理事業	高齢者健康相談	239	251	215	226	169
相談件数 合計		1,999	1,752	2,082	2,188	3,003

※はあとぴあ障害者相談支援センターの開設が平成23年4月であるため、平成21年～22年度のはあとぴあ障害者相談支援センター利用状況の数字は、平成23年3月まで朝霞地区福祉会で運営していた、「朝霞・志木障害者相談支援事業所」の朝霞市分相談件数になります。

(6) 職員研修状況一覧

単位：人

		区分		対象者	H21	H22	H23	H24	H25
		内部	外部						
(1) 基本研修	①新規採用職員研修	○		社協採用時		15	17	20	23
	②社協新任職員研修		○	社協・社会福祉施設 経験年数 2 年未満	3	13	4	2	5
	③社協新任職員 フォローアップ研修		○	社協・社会福祉施設 経験年数 2 年～3 年未満	2	4			1
	④中堅職員研修		○	社会人経験 2 年～10 年	5	7	4	4	3
	⑤中堅職員 フォローアップ研修		○	職務経験 5 年以上 部門リーダーを担う職員				3	4
	⑥チームリーダー研修		○	主任、係長等の指導的 役割にある職員			1		
	⑦施設等運営管理者 養成研修		○	管理運営を将来的に 予定する者			3	1	
	⑧トップマネジメント研修		○	管理職候補職員、施設 運営管理職員			1		
	⑨管理者研修		○	課長、課長補佐職に ある者				1	1
(2) 実務研修	①財務管理研修		○	財務管理を担当して いる職員			2	1	
	②社会福祉施設職員 会計実務研修		○	会計実務を担当して いる職員					1
(3) 組織管理研修	①人事・労務管理者研修		○	人事・労務に携わる職員			1	1	
	②職場研修担当者養成研修		○	職場における研修担当職員		1			1
	③BCP 研修 (事業継続計画)		○	施設等の管理者及び その部門の職員					1
	④接遇推進者養成研修		○	接遇推進の役割を担う職員					1
	⑤メンタルヘルス 推進者養成研修		○	人事・労務に携わる職員		1		2	1
(4) 自己啓発支援	①社会福祉主事資格		○	民間社会福祉施設に 勤務する職員	1	1			
(5) 地域福祉の 担い手の育成	①接遇・クレーム対応 能力向上研修	○		勤続 5 年以上の職員			20		
	②ファシリテーション 研修	○		勤続 10 年以上の職員					23

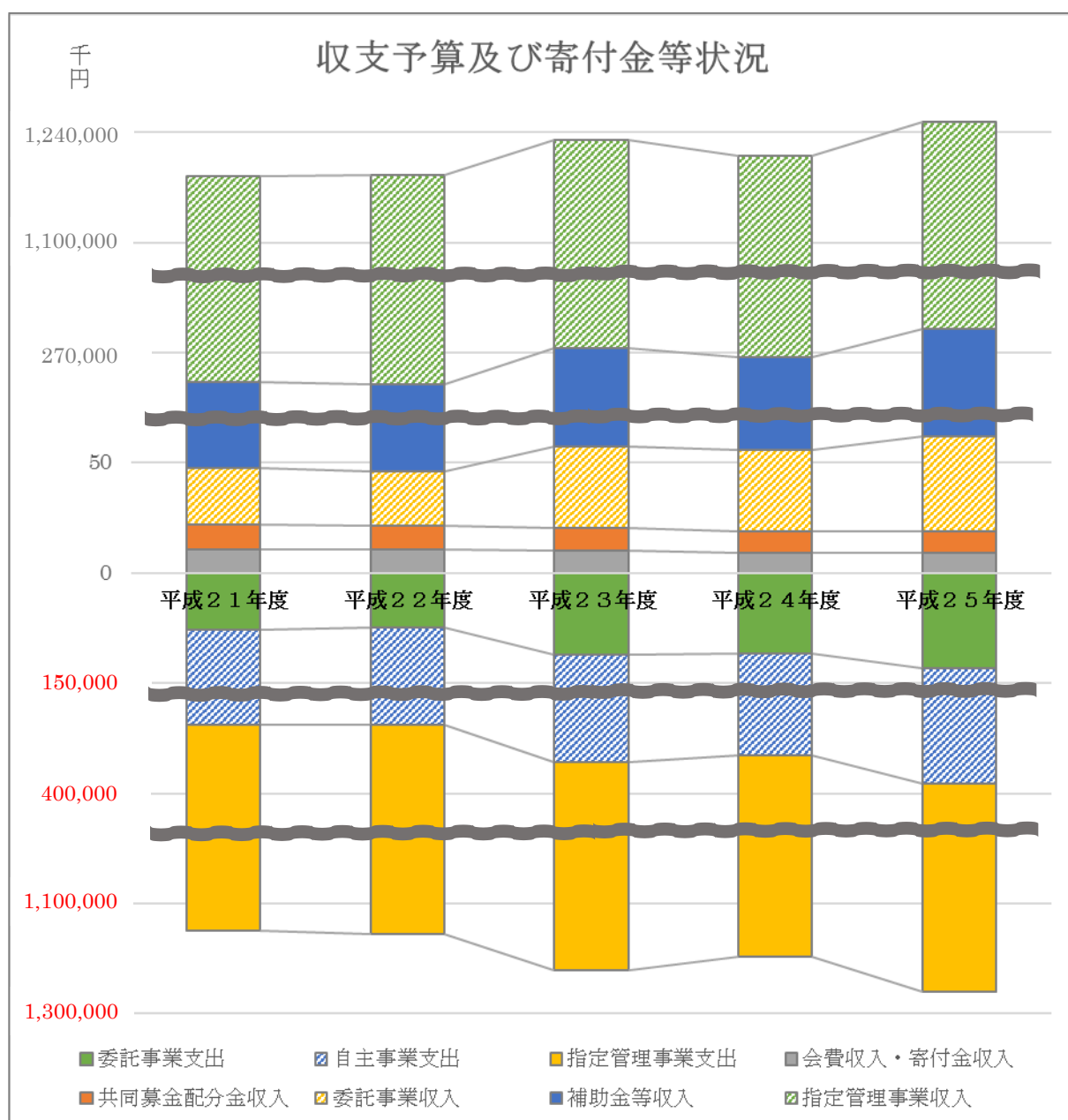
(7) 資格取得状況一覧

単位：人

		社会福祉主事任用	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	介護福祉士	臨床心理士	管理栄養士・栄養士	ホームヘルパー1級	ホームヘルパー2級	介護支援専門員	幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	保育士・保母	看護師
一般正規	75	35	16	1	1	10	0	1	1	10	7	1	1	3	2	2	6
一般臨時等	61	5	0	0	0	8	0	1	0	27	0	6	1	5	4	8	0
放課後正規	40	4	0	0	0	2	1	0	1	3	0	19	11	16	12	13	0
放課後臨時等	44	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	11	4	8	7	5	0
合計	220	45	16	1	1	20	1	2	2	42	7	37	17	32	25	28	6

※平成 26 年 4 月 1 日現在

(8) 収支予算及び寄付金等の推移



単位：千円

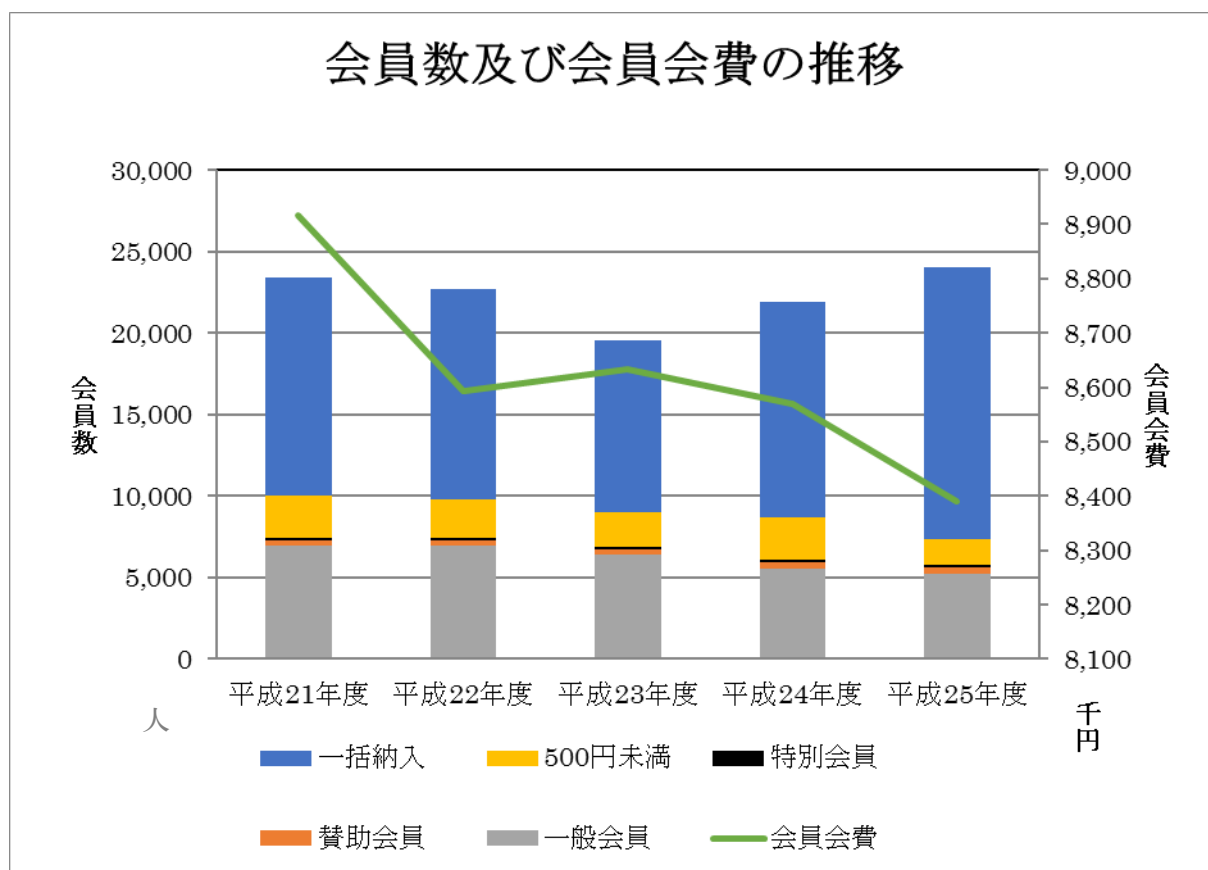
年度	H21	H22	H23	H24	H25
補助金等収入	194,605	197,955	221,361	210,924	241,984
会費収入・寄付金収入	10,700	10,920	10,420	9,180	9,100
共同募金配分金収入	11,438	10,398	9,881	9,813	9,682
委託事業収入	25,555	24,894	37,309	36,795	43,471
指定管理事業収入	936,954	950,315	948,015	914,568	942,857
自主事業支出	216,743	219,273	241,662	229,917	260,766
委託事業支出	25,555	24,894	37,309	36,795	43,471
指定管理事業支出	936,954	950,315	948,015	914,568	942,857

(9) 経費削減策一覧

項目	期間	内容
総合福祉センターエコ取り組み		
夏の省エネ強化月間	7月～9月	全館冷房温度28℃
		節水・節電等
夏期間における服装	6月～10月	ノーネクタイ
夏季節電の啓発	7月～9月	資源エネルギー庁のポスター掲示
冬の省エネ強化月間	12月～3月	全館暖房温度20℃
		節水・節電等
休憩室TV撤去	通年	節電
昼休み消灯	通年	節電
窓ガラス遮光フィルム	通年	節電（夏涼しく、冬暖かい）
公用車利用	通年	片道2km以内は利用を控える
携帯電話（0036）発信	通年	電話代節約
電球交換	通年	LED電球に一部交換
物品購入・リサイクル等		
ソロエルアリーナの利用	通年	通信費がかからない
		カタログより安価で購入出来る
物品購入	通年	安価業者での購入
		課内にてまとめて注文等
コピー用紙裏紙	通年	紙リサイクル

※平成27年1月現在、社協内で実施している項目

(10) 会員数及び会員会費の推移



	一般会員	賛助会員	特別会員	500 円未満	一括納入	会員会費
H21	6, 967	285	203	2, 569	13, 368	8, 917, 016
H22	6, 929	327	139	2, 357	12, 963	8, 592, 301
H23	6, 380	349	190	2, 067	10, 548	8, 633, 203
H24	5, 559	347	190	2, 622	13, 172	8, 570, 677
H25	5, 241	352	176	1, 565	16, 717	8, 389, 630

発展・強化計画

社会福祉
法人

朝霞市社会福祉協議会

発行 平成27年4月

発行所 〒351-8560 埼玉県朝霞市大字浜崎51番地の1

TEL 048-486-2479

FAX 048-486-2480

Eメール soumu@asaka-shakyo.or.jp

URL <http://www.asaka-shakyo.or.jp>